

表3.1 精神科における栄養管理にかかわる診療報酬点数（主に医科診療報酬点数）

分類	項目	点数	施設基準等	備考 通知など詳細な要件等
入院基本料	栄養管理体制	第2部 入院料等 通則 8 7に規定する別に厚生労働大臣が定める基準のうち、栄養管理体制に関する基準を満たすことができない保険医療機関については、第1節、第3節及び第4節の各区分に掲げるそれぞれの入院基本料、特定入院料又は短期滞在手術等基本料の所定点数から1日につき40点を減算する。 ※一部抜粋 詳細はURL 9ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf	第四五 栄養管理体制の基準 (1) 当該病院である保険医療機関内に常勤の管理栄養士が1名以上配置されていること (2) 入院患者の栄養管理につき必要な体制が整備されていること ※一部抜粋 詳細はURL 16ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907845.pdf	(3) 入院時に患者の栄養状態を医師、看護職員、管理栄養士が共同して確認し、特別な栄養管理の必要性の有無について入院診療計画書に記載していること。 (4) (3)において、特別な栄養管理が必要と医学的に判断される患者について、栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士、看護師その他の医療従事者が共同して、当該患者ごとの栄養状態、摂食機能及び食形態を考慮した栄養管理計画を作成していること。なお、救急患者や休日に入院した患者など、入院日に策定できない場合の栄養管理計画は、入院後7日以内に策定することとする。 ※一部抜粋 詳細はURL 31ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215074.pdf
	摂食障害入院医療管理加算	A231-4 (1日につき) 1 30日以内 200点 2 31日以上60日以内 100点 注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者であつて別に厚生労働大臣が定めるものに対して必要な治療を行った場合に、入院した日から起算して60日を限度として、当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する。 ※一部抜粋 詳細はURL 39ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf	二十六の三 摂食障害入院医療管理加算の施設基準等 (1) 摂食障害入院医療管理加算の施設基準 摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されていること (2) 摂食障害入院医療管理加算の対象患者 重度の摂食障害により著しい体重の減少が認められる患者 ※一部抜粋 詳細はURL 107ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907845.pdf	(1) 摂食障害入院医療管理加算は、摂食障害の患者に対して、医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師及び管理栄養士等による集中的かつ多面的な治療が計画的に提供されることを評価したものである。 (2) 摂食障害入院医療管理加算の算定対象となる患者は、摂食障害による著しい体重減少が認められる者であつて、BMIが15未満であるものをいう。 ※一部抜粋 詳細はURL 66ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215073.pdf 摂食障害入院医療管理加算の施設基準 (1) 摂食障害の年間新規入院患者数（入院期間が通算される再入院の場合を除く）が1人以上である (2) 摂食障害の専門的治療の経験を有する常勤の医師、管理栄養士及び公認心理士がそれぞれ1名以上当該医療機関に配置されている。(3) 精神療法を行うために必要な面接室を有している ※一部抜粋 詳細はURL 108ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215074.pdf
入院基本料等加算	栄養サポートチーム加算	A233-2 (週1回) 200点 注1 栄養管理体制その他の事項につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、栄養管理を要する患者として別に厚生労働大臣が定める患者に対して、当該保険医療機関の保険医、看護師、薬剤師、管理栄養士等が共同して必要な診療を行った場合に、当該患者について、週1回（療養病棟入院基本料、結核病棟入院基本料、精神科病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（結核病棟又は精神科病棟に限る）を算定している患者については、入院した日から起算して1月以内の期間にあっては週1回、入院した日から起算して1月を超え6月以内の期間にあっては月1回）（障害者施設等入院基本料を算定している患者については月1回）に限り所定点数に加算する。この場合において入院栄養食事指導料、集団栄養食事指導料及び乳幼児育児栄養指導料は別に算定できない。 2 医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であつて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、当該加算の点数に代えて、栄養サポートチーム加算（特定地域）として、100点を所定点数に加算することができる。 3 注1の場合において、歯科医師が、注1の必要な診療を保険医等と共同して行った場合は、歯科医師連携加算として、50点を更に所定点数に加算する。 ※一部抜粋 詳細はURL 39ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf	二十八 栄養サポートチーム加算の施設基準等 (1) 栄養サポートチーム加算の施設基準 イ 栄養管理に係る診療を行うにつき十分な体制が整備されていること。 ロ 当該加算の対象患者について栄養治療実施計画を作成するとともに、当該患者に対して当該計画が文書により交付され、説明がなされるものであること。 ハ 当該患者の栄養管理に係る診療の終了時に栄養治療実施報告書を作成するとともに、当該報告書が文書により交付され、説明がなされるものであること。 (2) 栄養サポートチーム加算の対象患者 栄養障害の状態にある患者又は栄養管理を行わなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者であつて、栄養管理計画が策定されているものであること。 ※一部抜粋 詳細はURL 108ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907845.pdf	栄養サポートチーム加算 (1) 栄養サポートチーム加算は、栄養障害の状態にある患者や栄養管理をしなければ栄養障害の状態になることが見込まれる患者に対して、患者の生活の質の向上、原疾患の治療促進及び感染症等の合併症予防等を目的として、栄養管理に係る専門的知識を有した多職種からなるチームが診療することを評価したものである。 (2) 栄養サポートチーム加算は、栄養管理計画を策定している患者のうち、次のアからエまでのいずれかに該当する者について算定できる。 ア 栄養スクリーニングの結果、血中アルブミン値が3.0g/dL以下であつて、栄養障害を有すると判定された患者 イ 経口摂取又は経腸栄養への移行を目的として、現に静脈栄養法を実施している患者 ウ 経口摂取への移行を目的として、現に経腸栄養法を実施している患者 エ 栄養サポートチームが、栄養治療により改善が見込めると判断した患者 (3) 1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね30人以上とする。ただし、「注2」に規定する点数を算定する場合、1日当たりの算定患者数は、1チームにつき概ね15人以上とする。 (4) 療養病棟、結核病棟及び精神科病棟においては栄養サポートチーム加算は入院日から起算して180日以内に限り算定可能とするが、180日を超えても定期的に栄養サポートチームによる栄養管理を行うことが望ましい。 ※一部抜粋 詳細はURL 69ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215073.pdf 栄養サポートチーム加算に関する施設基準 ※詳細はURL 109ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215074.pdf

※ページ数は表記されている内容の先頭ページを記載

分類	項目	点数	施設基準等	備考 通知など詳細な要件等
医学管理等	●外来栄養食事指導料1 ●外来栄養食事指導料2	B001 9 外来栄養食事指導料 イ 外来栄養食事指導料1 (1) 初回 ① 対面で行った場合 260 点 ② 情報通信機器等を用いた場合 235 点 (2) 2 回目以降 ① 対面で行った場合 200 点 ② 情報通信機器等を用いた場合 180 点 ロ 外来栄養食事指導料2 (1) 初回 ① 対面で行った場合 250 点 ② 情報通信機器等を用いた場合 225 点 (2) 2 回目以降 ① 対面で行った場合 190 点 ② 情報通信機器等を用いた場合 170 点 注1 イの(1)の①及び(2)の①については、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、初回の指導を行った月にあっては月2回に限り、その他の月にあっては月1回に限り算定する。 ※一部抜粋 詳細は URL 78 ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf	(6) の2外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料の対象患者 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者 ※一部抜粋 詳細は URL 5 ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf	外来栄養食事指導料 (1) 外来栄養食事指導料は、入院中の患者以外の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を保険医療機関の医師が必要と認めた者又は次のいずれかに該当する者に対し、管理栄養士が医師の指示に基づき、患者ごとにその生活条件、嗜好を勘案した食事計画案等を必要に応じて交付し、初回にあっては概ね30分以上、2回目以降にあっては概ね20分以上、療養のため必要な栄養の指導を行った場合に算定する。 ア がん患者 イ 摂食機能又は嚥下機能が低下した患者 ウ 低栄養状態にある患者 (8) 外来栄養食事指導料は初回の指導を行った月にあっては1月に2回を限度として、その他の月にあっては1月に1回を限度として算定する。ただし、初回の指導を行った月の翌月に2回指導を行った場合であって、初回と2回の指導の間隔が30日以内の場合は、初回の指導を行った翌月に2回算定することができる。 ※一部抜粋 詳細は URL 136 ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215073.pdf
	●入院栄養食事指導料1 ●入院栄養食事指導料2	B001 10 入院栄養食事指導料 イ 入院栄養食事指導料1 (1) 初回 260 点 (2) 2 回目 200 点 ロ 入院栄養食事指導料2 (1) 初回 250 点 (2) 2 回目 190 点 注1 イについては、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に、入院中2回に限り算定する。 3 別に厚生労働大臣が定める患者に対して、退院後の栄養食事管理について指導するとともに、入院中の栄養管理に関する情報を示す文書を用いて患者に説明し、これを他の保険医療機関、介護老人保健施設等又は指定障害者支援施設等若しくは福祉型障害児入所施設の医師又は管理栄養士と共有した場合に、入院中1回に限り、栄養情報提供加算として50点を所定点数に加算する。この場合において、区分番号B005に掲げる退院時共同指導料2は別に算定できない。 ※一部抜粋 詳細は URL 79 ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf	(6) の2外来栄養食事指導料及び入院栄養食事指導料の対象患者 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者 ※一部抜粋 詳細は URL 5 ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf	入院栄養食事指導料 (1) 入院栄養食事指導料は、入院中の患者であって、別に厚生労働大臣が定める特別食を保険医療機関の医師が必要と認めた者又は次のいずれかに該当する者に対し、管理栄養士が医師の指示に基づき、患者ごとにその生活条件、嗜好を勘案した食事計画案等を必要に応じて交付し、初回にあっては概ね30分以上、2回目以降にあっては概ね20分以上、療養のため必要な栄養の指導を行った場合に入院中2回に限り算定する。ただし、1週間に1回に限りとする。 ア がん患者 イ 摂食機能又は嚥下機能が低下した患者 ウ 低栄養状態にある患者 (4)「注3」に規定する栄養情報提供加算は、栄養食事指導に加え、退院後の栄養及び食事管理に関する指導とともに、医療機関間の有機的連携の強化及び保健又は福祉関係機関等へ栄養情報提供機能の評価を目的として設定されたものであり、両者の患者の栄養に関する情報(必要栄養量、摂取栄養量、食事形態(嚥下食コードを含む)、禁止食品、栄養管理に係る経過等)を相互に提供することにより、継続的な栄養管理の確保等を図るものである。 (5)「注3」に規定する栄養情報提供加算は、栄養指導に加え、当該指導内容及び入院中の栄養管理の状況等を含む栄養に関する情報を示す文書を患者に退院の見通しが立った際に説明するとともにこれを他の保険医療機関、介護老人保健施設等、指定障害者支援施設等若しくは福祉型障害児入所施設の医師又は管理栄養士に対して提供した場合に、入院中1回に限り、所定の点数に加算する。 ※一部抜粋 詳細は URL 141 ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215073.pdf
	集団栄養食事指導料	B001 11 集団栄養食事指導料 80 点 注 別に厚生労働大臣が定める特別食を必要とする複数の患者に対して、保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関の管理栄養士が栄養指導を行った場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。 ※詳細は URL 79 ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf	(6) の3集団栄養食事指導料に規定する特別食 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食 ※詳細は URL 6 ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf	集団栄養食事指導料 (1) 集団栄養食事指導料は、別に厚生労働大臣が定める特別食を保険医療機関の医師が必要と認めた者に対し、当該保険医療機関の管理栄養士が当該保険医療機関の医師の指示に基づき、複数の患者を対象に指導を行った場合に患者1人につき月1回に限り所定点数を算定する。 (2) 集団栄養食事指導料は、入院中の患者については、入院期間が2か月を超える場合であっても、入院期間中に2回を限度として算定する。 (4) 1回の指導における患者の人数は15人以下を標準とする。 (5) 1回の指導時間は40分を超えるものとする。 (9) 集団栄養食事指導料を算定するに当たって、上記以外の事項は区分番号「B001」の「9」外来栄養食事指導料における留意事項の(2)から(4)の例による。ただし、同留意事項の(2)の小児食物アレルギー患者(9歳未満の小児に限る。)に対する特別食の取扱いを除く。 ※一部抜粋 詳細は URL 142 ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215073.pdf

※ページ数は表記されている内容の先頭ページを記載

分類	項目	点数	施設基準等	備考 通知など詳細な要件等
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅患者訪問栄養食事指導料 ●在宅患者訪問栄養食事指導料1 ●在宅患者訪問栄養食事指導料2 	C009 在宅患者訪問栄養食事指導料 1 在宅患者訪問栄養食事指導料1 イ 単一建物診療患者が1人の場合 530点 ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 480点 ハ 上記以外の場合 440点 2 在宅患者訪問栄養食事指導料2 イ 単一建物診療患者が1人の場合 510点 ロ 単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合 460点 ハ 上記以外の場合 420点 3 在宅患者訪問栄養食事指導に要した交通費は患者の負担とする ※一部抜粋 詳細はURL 125ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf 	五 在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する別に厚生労働大臣が定める患者 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者 ※詳細はURL 63ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf 	(1) 在宅患者訪問栄養食事指導料は、在宅での療養を行っている患者であって、疾病、負傷のために通院による療養が困難な者について、保険医療機関の医師が当該患者に特掲診療料の施設基準等に規定する特別食を提供する必要性を認めた場合又は次のいずれかに該当するものとして医師が栄養管理の必要性を認めた場合であって、当該医師の指示に基づき、管理栄養士が患者を訪問し、患者の生活条件、嗜好等を勘案した食品構成に基づく食事計画案又は具体的な献立等を示した栄養食事指導箋を患者又はその家族等に対して交付するとともに、当該指導箋に従い、食事の用意や摂取等に関する具体的な指導を30分以上行った場合に算定する。 ア がん患者 イ 摂食機能又は嚥下機能が低下した患者 ウ 低栄養状態にある患者 (5) 「注3」に規定する交通費は実費とする。 ※一部を抜粋 詳細はURL 238ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215073.pdf 
	精神科デイ・ケア	I009 精神科デイ・ケア (1日につき) 1 小規模なものの590点 2 大規模なものの700点 ※一部を抜粋 詳細はURL 201ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf 	一の六 精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアの施設基準 (1) 当該保険医療機関内に精神科作業療法については作業療法士が、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。 (2) 患者数は、精神科作業療法については作業療法士の数に対して、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者の数に対して、それぞれ適切なものであること。 (3) 当該精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。 ※詳細はURL 104ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf 	精神科デイ・ケア (精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア) (6) 治療の一環として治療上の目的を達するために食事を提供する場合にあつては、その費用は所定点数に含まれる。 ※一部を抜粋 詳細はURL 453・454ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/000215073.pdf 
	精神科ナイト・ケア	I0010 精神科ナイト・ケア (1日につき) 540点 ※一部を抜粋 詳細はURL 202ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf 	(1) 当該保険医療機関内に精神科作業療法については作業療法士が、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。 (2) 患者数は、精神科作業療法については作業療法士の数に対して、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者の数に対して、それぞれ適切なものであること。 (3) 当該精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。 ※詳細はURL 104ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf 	
精神科専門療法	精神科デイ・ナイト・ケア I0010-2 精神科デイ・ナイト・ケア (1日につき) 1000点 ※一部を抜粋 詳細はURL 202ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000907834.pdf 	(1) 当該保険医療機関内に精神科作業療法については作業療法士が、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者が、それぞれ適切に配置されていること。 (2) 患者数は、精神科作業療法については作業療法士の数に対して、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアについては必要な従事者の数に対して、それぞれ適切なものであること。 (3) 当該精神科作業療法、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケア又は重度認知症患者デイ・ケアを行うにつき十分な専用施設を有していること。 ※詳細はURL 104ページ https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000908781.pdf 		

※ページ数は表記されている内容の先頭ページを記載

表3.2 精神科における栄養管理にかかわる診療報酬（主に入院時食事療養費・入院時生活療養費）

分類	項目	費用の額	療養の基準等	備考 通知など詳細な要件等
入院時食事療養費・入院時生活療養費	●入院時食事療養費Ⅰ ●入院時生活療養費Ⅰ	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準 第一 食事療養 1 入院時食事療養（1）（1食につき） (1) (2)以外の食事療養を行う場合 640円 (2) 流動食のみを提供する場合 575円 第二 生活療養 1 入院時生活療養（1） (1) 健康保険法第六十三条第二項第二号イ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号イに掲げる療養（以下「食事の提供たる療養」という。）（1食につき） イ ロ以外の食事の提供たる療養を行う場合 554円 (2) 流動食のみを提供する場合 500円 (2) 健康保険法第六十三条第二項第二号ロ及び高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第二号ロに掲げる療養（以下「温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養」という。）（1日につき） 398円 ※一部を抜粋 詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=84aa7831&dataType=0&pageNo=1	入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等 一 入院時食事療養（1）を算定すべき食事療養及び入院時生活療養（1）を算定すべき生活療養の基準 (一) 原則として、当該保険医療機関を単位として行うものであること。 (二) 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養は、管理栄養士又は栄養士によって行われていること。 (三) 患者の年齢、病状によって適切な栄養量及び内容の入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養が適時に、かつ適温で行われていること。 (四) 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して当該届出を行う前六ヶ月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 二 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る特別食 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する 腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。） ※一部を抜粋 詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=84064300&dataType=0&pageNo=1 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて ※詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000638296.pdf ※一部抜粋 詳細はURL 20ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/kango/R03tuuchi_D.pdf	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について 1 一般の事項 (1) 食事は医療の一環として提供されるべきものであり、それぞれ患者の病状に応じて必要とする栄養量が与えられ、食事の質の向上と患者サービスの改善をめざして行われるべきものである。また、生活療養の温度、照明及び給水に関する療養環境は医療の一環として形成されるべきものであり、それぞれの患者の病状に応じて適切に行われるべきものである。 2 入院時食事療養又は入院時生活療養 (1) 入院時食事療養（1）又は入院時生活療養（1）の届出を行っている保険医療機関においては、下記の点に留意する。 ①医師、管理栄養士又は栄養士による検査が毎食行われ、その所見が検食簿に記入されている。 ②普通食（常食）患者年齢構成表及び給与栄養目標量については、必要に応じて見直しを行っていること。 ③食事の提供に当たっては、喫食調査等を踏まえて、また必要に応じて食事箋、献立表、患者入退院簿及び食料品消費日計表等の食事療養関係帳簿を使用して食事の質の向上に努めること。 ④患者の病状等により、特別食を必要とする患者については、医師の発行する食事箋に基づき、適切な特別食が提供されていること。 ⑤適時の食事の提供に関しては、実際に病棟で患者に夕食が配膳される時間が、原則として午後6時以降とする。 ⑦医師の指示の下、医療の一環として、患者に十分な栄養指導を行うこと。 ※一部を抜粋 詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603914.pdf
	特別食加算	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準 第一 食事療養 1 入院時食事療養（1）（1食につき） 注3 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、1食につき76円を、1日につき3食を限度として加算する。ただし、(2)を算定する患者については、算定しない。 第二 生活療養 1 入院時生活療養（1） 注3 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、(1)に掲げる療養について、1食につき76円を、1日につき3食を限度として加算する。ただし、(1)のロを算定する患者については、算定しない。 ※一部を抜粋 詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=84aa7831&dataType=0&pageNo=1	入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等 一 入院時食事療養（1）を算定すべき食事療養及び入院時生活療養（1）を算定すべき生活療養の基準 (一) 原則として、当該保険医療機関を単位として行うものであること。 (二) 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養は、管理栄養士又は栄養士によって行われていること。 (三) 患者の年齢、病状によって適切な栄養量及び内容の入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養が適時に、かつ適温で行われていること。 (四) 地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に対して当該届出を行う前六ヶ月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出（法令の規定に基づくものに限る。）を行ったことがないこと。 二 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養に係る特別食 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する 腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、脂質異常症食、痛風食、てんかん食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食、ガラクトース血症食、治療乳、無菌食及び特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。） ※一部を抜粋 詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=84064300&dataType=0&pageNo=1 入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて ※詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000638296.pdf ※一部抜粋 詳細はURL 20ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/kango/R03tuuchi_D.pdf	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について 3 特別食加算 (1) 特別食加算は、入院時食事療養（1）又は入院時生活療養（1）の届出を行った保険医療機関において、患者の病状等に対応して医師の発行する食事箋に基づき、「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等」（平成6年厚生省告示第238号）の第2号に示された特別食が提供された場合に、1食単位で1日3食を限度として算定する。ただし、流動食（市販されているものに限る。）のみを経管栄養法により提供したときは、算定しない。なお、当該加算を行う場合は、特別食の献立表が作成されている必要がある。 ※一部を抜粋 詳細はURL 主に4ページから https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603914.pdf

※ページ数は表記されている内容の先頭ページを記載

分類	項目	費用の額	療養の基準等	備考 通知など詳細な要件等
入院時食事療養費・入院時生活療養費	食堂加算	<p>入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準</p> <p>第一 食事療養</p> <p>1 入院時食事療養(1)(1食につき)</p> <p>注4 当該患者(療養病棟に入院する患者を除く。)について、食堂における食事療養を行ったときは、1日につき50円を加算する。</p> <p>第二 生活療養</p> <p>1 入院時生活療養(1)</p> <p>注4 当該患者(療養病棟に入院する患者を除く。)について、食堂における(1)に掲げる療養を行ったときは、1日につき50円を加算する。</p> <p>※一部を抜粋 詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=84aa7831&dataType=0&pageNo=1</p> 		<p>入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について</p> <p>4 食堂加算</p> <p>(1) 食堂加算は、入院時食事療養(1)又は入院時生活療養(1)の届出を行っている保険医療機関であって、(2)の要件を満たす食堂を備えている病棟又は診療所に入院している患者(療養病棟に入院している患者を除く。)について、食事の提供が行われた時に1日につき、病棟又は診療所単位で算定する。</p> <p>(2) 他の病棟に入院する患者との共用、談話室等との兼用は差し支えない。ただし、当該加算の算定に該当する食堂の床面積は、内法で当該食堂を利用する病棟又は診療所に係る病床1床当たり0.5平方メートル以上とする。</p> <p>(3) 診療所療養病床療養環境加算1、精神療養病棟入院料等の食堂の設置が要件の一つとなっている点数を算定している場合は、食堂加算をあわせて算定することはできない。</p> <p>(4) 食堂加算を算定する病棟を有する保険医療機関は、当該病棟に入院している患者のうち、食堂における食事が可能な患者については、食堂において食事を提供するように努めること。</p> <p>※一部を抜粋</p> <p>詳細はURL 主に5ページから https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603914.pdf</p> 
	特別メニュー	<p>患者負担額</p> <p>※一部を抜粋</p> <p>詳細はURL 主に6ページから https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603914.pdf</p> 	<p>入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて</p> <p>※詳細はURL https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000638296.pdf</p> 	<p>入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の実施上の留意事項について</p> <p>6 特別料金の支払を受けることによる食事の提供</p> <p>(1) 特別メニューの食事の提供に際しては、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意に基づいて行われる必要があり、患者の意に反して特別メニューの食事が提供されることのないようにしなければならないものであり、患者の同意がない場合は食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の支払を受けることによる食事(以下「標準食」という。)を提供しなければならない。</p> <p>また、あらかじめ提示した金額以上に患者から徴収してはならない。なお、同意書による同意の確認を行う場合の様式は、各医療機関で定めたもので差し支えない。</p> <p>(3) 特別メニューの食事は、通常の入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養の費用では提供が困難な高価な材料を使用し特別な調理を行う場合や標準食の材料と同程度の価格であるが、異なる材料を用いるため別途費用が掛かる場合などであって、その内容が入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養の費用の額を超える特別の料金の支払を受けるのにふさわしいものでなければならない。また、特別メニューの食事を提供する場合は、当該患者の療養上支障がないことについて、当該患者の診療を担う保険医の確認を得る必要がある。なお、複数メニューの選択については、あらかじめ決められた基本となるメニューと患者の選択により代替可能なメニューのうち、患者が後者を選択した場合に限り、基本メニュー以外のメニューを準備するためにかかる追加的な費用として、1食あたり17円を標準として社会的に妥当な額の支払を受けることができること。この場合においても、入院時食事療養又は入院時生活療養の食事の提供たる療養に当たる部分については、入院時食事療養費及び入院時生活療養費が支給されること。</p> <p>※一部を抜粋</p> <p>詳細はURL 主に6ページから https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603914.pdf</p> 
	複数メニュー	<p>1食あたり17円を標準として社会的に妥当な額の支払を受けることができる</p> <p>※一部を抜粋</p> <p>詳細はURL 主に6ページから https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603914.pdf</p> 	<p>※一部抜粋 詳細はURL 20ページ https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/shinsei/shido_kansa/kango/R03tuuchi_D.pdf</p> 	

※ページ数は表記されている内容の先頭ページを記載